

第4章 重点区域の位置及び区域

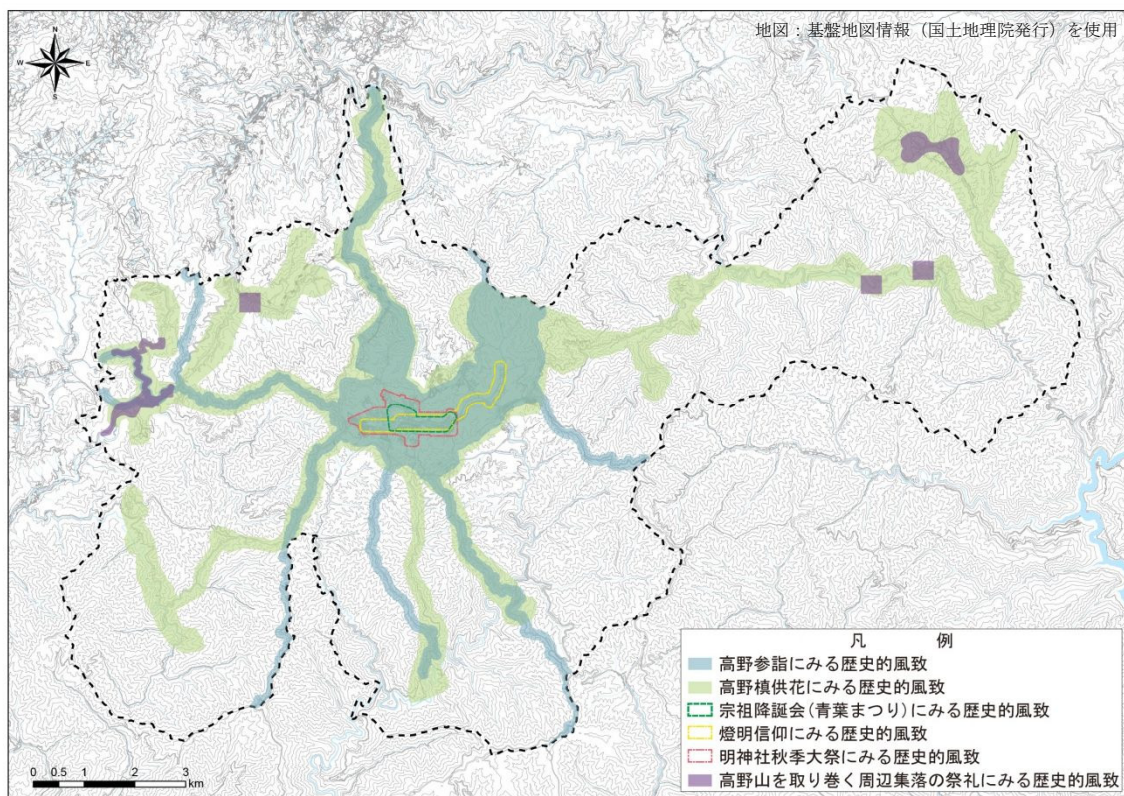
1. 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

高野町は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の霊場である高野山やそれに至る参詣道がある町である。弘法大師空海によって紀伊山地に真言密教の修行の場として開かれた高野山では、その地理的環境から独特な活動等が継承されている。

中世の権門に端を発し、庶民にまで広く浸透した高野参詣、山深い紀伊山地のため自生する高野槇を供花する独特な風習、空海の生誕を祝う僧侶中心の宗教儀礼から住民主体の祝祭・祭礼に発展した「宗祖降誕会（青葉まつり）」、空海の萬燈会から現在のろうそく祭りまで連綿と続く燈明信仰、神仏習合の姿を残す祭礼である明神社秋季大祭、女人禁制であった高野山を支えてきた周辺の集落の祭礼など、高野町固有の歴史的風致が形成されており、それぞれの歴史的風致の維持及び向上を目指すものである（本計画第2章参照）。

それらのうち、掲げている歴史的風致のほとんどが展開される高野山地区は、空海による高野山開創以来、女人道を結界としてその内側を総本山金剛峯寺といい、つまり「一山境内地」として繁栄してきた。山上は「奥之院」と「壇上伽藍」を二大聖地とし、今も人々の信仰を集めている。奥之院には、20万基以上といわれる墓石があり、民族や宗教の違いに関わらず全てを受け入れる寛容さは、高野山が1200年継承してきた精神であり、その魅力となっている。金剛峯寺周辺での伝統行事が高野山の暮らしとともに今日まで継承されてきた、固有の歴史的風致である。



■ 歴史的風致の分布状況図（再掲）

(2) 重点区域の位置及び区域名称等

重点区域は、重要文化財等に指定された建造物を中心に、歴史的価値の高い建造物が集まり、良好な市街地環境を形成している範囲であって、かつ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的に推進することが必要な範囲とする。

重点区域の設定の考え方は、次のとおりである。

- ・重要文化財や史跡、価値の高い歴史的建造物等が集積しており、それらが人々の営みや活動とともに50年以上経過している区域

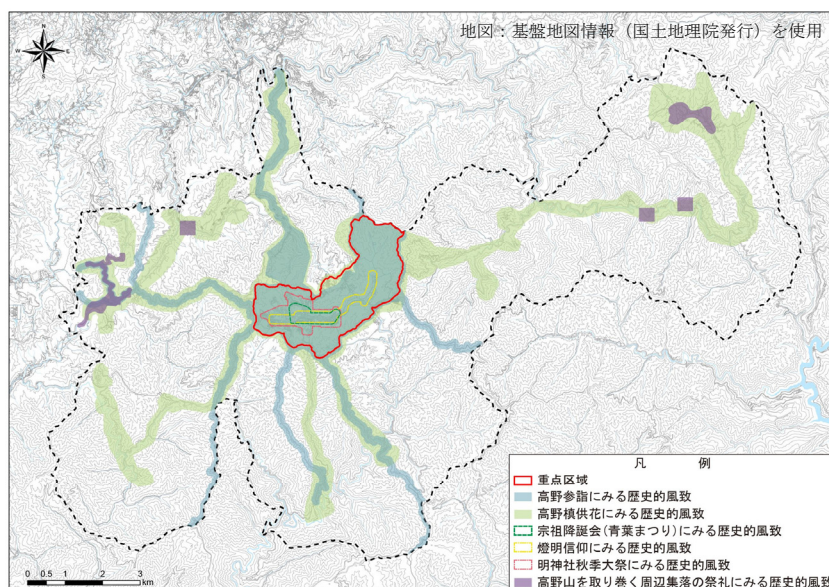
女人道に囲まれた高野山地区は、金剛峯寺の一山境内地として発展してきた歴史を有するため、本町に所在する文化財のほとんどが集積し（建造物の国宝2件、重要文化財11件と史跡2件が所在）、かつ「高野参詣にみる歴史的風致」、「高野槇供花にみる歴史的風致」、「宗祖降誕会（青葉まつり）にみる歴史的風致」、「燈明信仰にみる歴史的風致」、「明神社秋季大祭にみる歴史的風致」が展開されている。

一方で、女人道の外側においても、近代以降の高野山上の市街地発展に伴い、女人道の内側で商いを営んでいた飲食店等が移転し、形成された市街地がある。ここは、女人道の内側と一体となっている市街地であって、そこに暮らす人々によって「高野槇供花にみる歴史的風致」が展開されている地域がある。また、参詣道を歩く人々の休憩等に利用され、「高野参詣にみる歴史的風致」と深くつながっている区域も見られる。

従って、金剛峯寺境内として発展してきた範囲を根幹としつつ、その周辺において「高野槇供花にみる歴史的風致」が展開されている市街地や「高野参詣にみる歴史的風致」の舞台である女人道の外側の一部の範囲を重点区域として設定する。

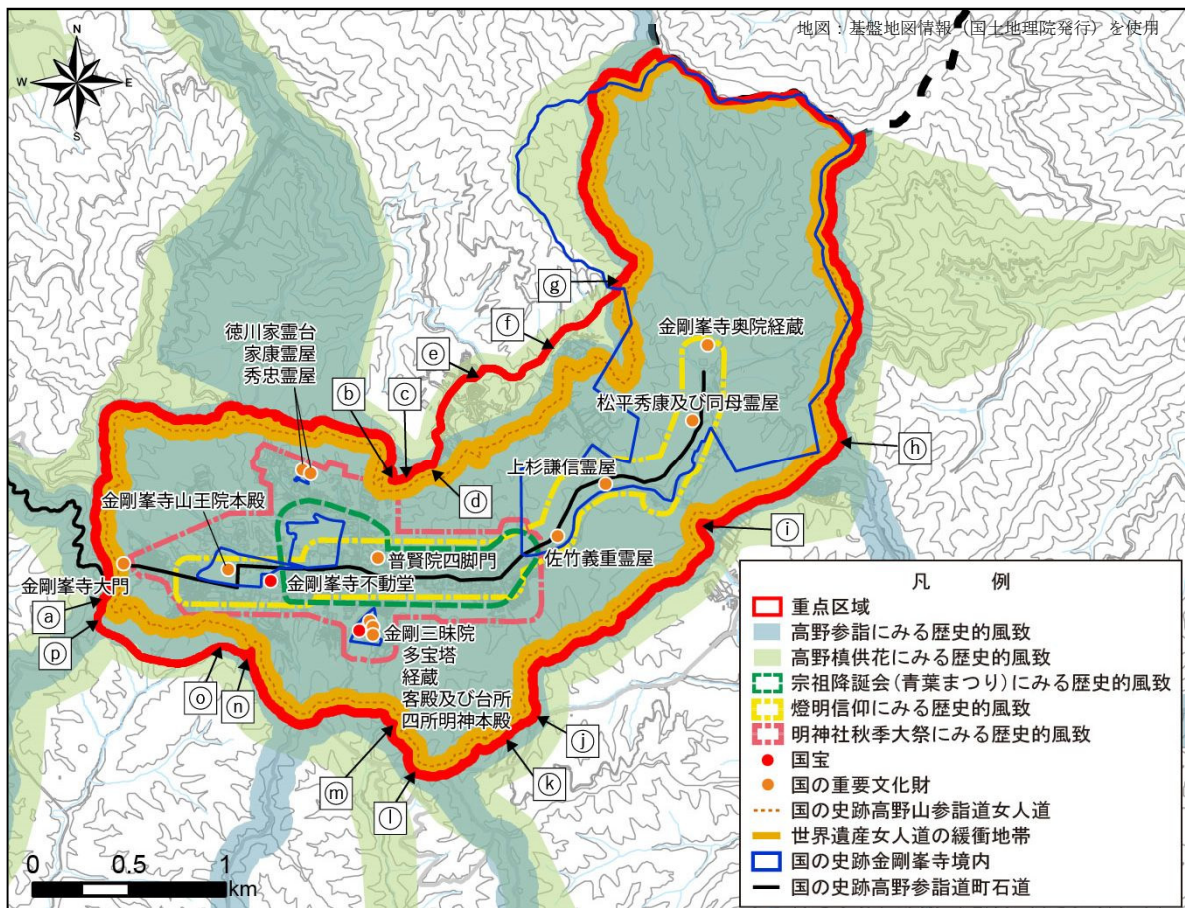
重点区域において、史跡金剛峯寺境内等の歴史的建造物の保存・活用、まちなみ等景観形成、歩行環境の整備、回遊性の向上、伝統行事等の継承及び活性化に取り組むこととする。

なお、今後、本計画を推進する上で、本町の歴史的風致の維持向上に必要性が生じたときは、重点区域の範囲等を変更または見直しを行う。



■重点区域の位置図

重点区域の具体的な境界は、高野参詣道女人道に係る世界遺産の緩衝地帯の界線に沿って、町道千手院線、町道鶯谷線を進んで、女人道の内側で商いを営んでいた飲食店等が移転し、形成された市街地を包含しつつ、町道高野幹線、町道奥の院線、奥之院裏道路を北東に進んで結ばれた境界を、並びに金剛峯寺大門から南に国道480号を進み、高野参詣道を歩く人々の休憩等に利用されている区域を範囲に取りながら、国道371号、里道を東に進んで結ばれた境界を包括した範囲とする。



■重点区域「高野山歴史的風致維持向上地区」の境界図

| 地点間 | 説明 | 地点間 | 説明 |
|-----|---------|-----|---------|
| ①-② | 女人道 | ⑩-⑪ | 女人道 |
| ②-③ | 町道千手院線 | ⑪-⑫ | 町道真別処線 |
| ③-④ | 町道鶯谷線 | ⑫-⑬ | 女人道 |
| ④-⑤ | 町道高野幹線 | ⑬-⑭ | 町道大滝1号線 |
| ⑤-⑥ | 町道奥の院線 | ⑭-⑮ | 女人道 |
| ⑥-⑦ | 奥之院裏道路 | ⑮-⑯ | 里道 |
| ⑦-⑧ | 女人道 | ⑯-⑰ | 国道371号 |
| ⑧-⑨ | 県道高野天川線 | ⑰-⑱ | 国道480号 |

重点区域の名称、面積

名称：高野山歴史的風致維持向上重点区域

面積：約 707ha

2. 重点区域の指定の効果

重点区域における歴史的風致の維持向上による効果として、直接的には歴史的建造物の保存活用や良好な市街地環境の保全整備、伝統行事の継承活性化などがあるが、こうした取組によって、重点区域の歴史的風致の特色と価値が顕在化し、まちの魅力向上が図られる。観光交流の活性化、コミュニティの継承活性化、高野町での暮らしに価値向上がもたらされる。

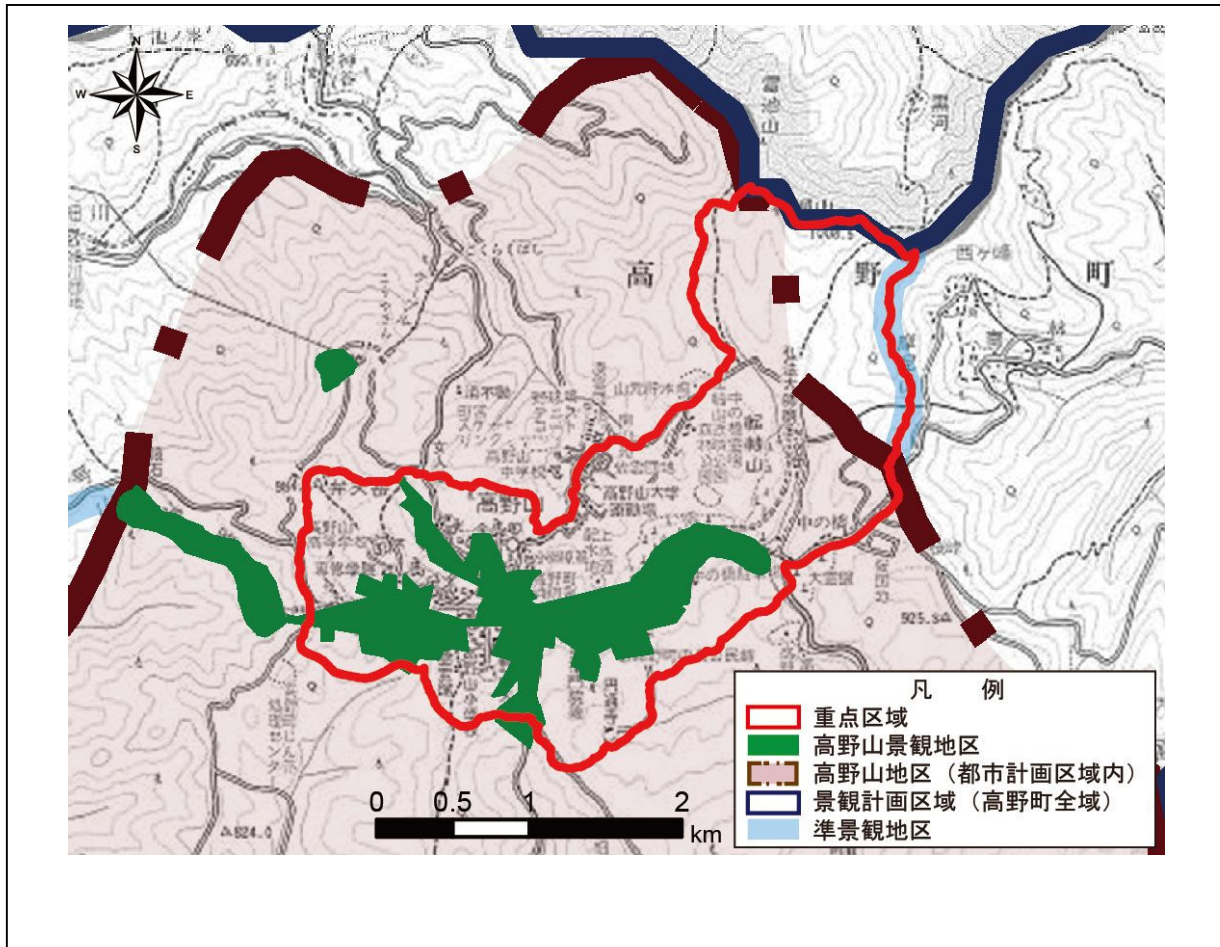
重点区域での取組は、その他の歴史的風致の維持向上にも効果が波及し、歴史的風致への関心を高め、歴史的建造物の保存・活用や伝統行事の継承活性化を進めることにつながり、本町全体において歴史と伝統が暮らしの中に息づくまちづくりの推進が図られる。

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 景観計画

高野町は、豊かな自然と文化を守るため全町域が景観計画区域に指定されている。景観法に基づく届出が必要な行為及び基準が定められ、一定規模以上の建築物・工作物等の開発に対し良好な景観を形成するよう規制している。

| 届出対象行為 | | 景観計画区域内・高野山地区 |
|--|---|---|
| 対象行為 | 行為の種類 | 対象とする範囲 |
| 建築物 | 建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第1号) | 高さ10mを超える、又は延べ面積500㎡を超える建築物 |
| 工作物 | 工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第2号) | 高さ10mを超える、又は延べ面積500㎡を超える建築物 |
| 開発行為 | 主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更 (景観法第16条第1項第3号) | 高さ2.0mを超える切土又は高さ2.0mを超える盛土が生じるもの、又は水平投影面積が1000㎡を超えるもの |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (景観法第16条第1項第4号) | | 高さ2.0mを超えるもの、又は当該行為に係る部分の水平投影面積が1000㎡を超えるもの |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (景観法第16条第1項第4号) | | 高さ2.0mを超える切土又は高さ2.0mを超える盛土が生じるもの、又は水平投影面積が1000㎡を超えるもの |
| 高野山地区 建築物の建築や工作物の建設の行為面積が10㎡を超えるものは、届出が必要。 届出勧告制度が基本であるが、変更命令や原状回復の対象となることがある。 | | |
| 認定対象行為 | | 景観地区・準景観地区 |
| 対象行為 | 行為の種類 | 対象とする範囲 |
| 建築物 | 建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第63条第1項) | 景観地区、準景観地区の区域内全域で行う左記すべての行為 |
| 工作物 | 工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第72条第1項) | 景観地区、準景観地区の区域内全域で行う左記すべての行為 (高さについては、適合義務) |
| 許可対象行為 | | 景観地区・準景観地区 |
| 対象行為 | 行為の種類 | 対象とする範囲 |
| 開発行為 | 主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更 (景観法第73条第1項) | 高さ2.0mを超えるもの、又は当該行為に係る部分の水平投影面積が500㎡を超えるもの |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (景観法第73条第1項) | | 物件の高さが2.0mを超えるもの、又は、当該行為に係る部分の水平投影面積が500㎡を超えるもの |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (景観法第73条第1項) | | 高さ2.0mを超える切土又は高さ2.0mを超える盛土が生じるもの、又は水平投影面積が500㎡を超えるもの |



資料：高野町景観計画区域図を一部加工

■高野町景観計画区域図

(2) 屋外広告物条例

高野町では、和歌山県屋外広告物条例(昭和59年(1984)和歌山県条例第10号)に基づき屋外広告物の規制が行われている。

町域には基本的に屋外広告物などの掲出を禁止している「禁止地域」と、許可を受けたものに限り掲出が認められる「許可地域(第1種・第2種・第3種)」の二つの地域に指定されている。

そして、町全域の許可地域内で一定規模以上の屋外広告物を新たに表示・掲出する場合や意匠を変更する場合は、高野町長の許可が必要となっている。

屋外広告物は、景観に対する影響が大きく、良好な景観形成を推進する上で重要な要素であり、周辺環境の特性に応じた誘導が求められている。

従って、高野町景観計画において、高野町の屋外広告物制限に対する基準をまとめており、今後、高野町に相応しい屋外広告物の表示及び設置のあり方について検討していく。

【和歌山県屋外広告物条例抜粋】

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置してはならない。

(2) 景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の規定により指定された準景観地区であって、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち知事が指定する区域

(5) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する区域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地区

(6) 和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第3条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する区域

(11) 高速自動車国道及び自動車専用道路(休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。)の全区間、道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の知事が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道(以下「鉄道等」という。)の知事が指定する区間

(12) 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

(18) 社寺、教会又は火葬場の建造物及びこれらの周囲の地域で、知事が指定する区域

■禁止地域等の指定

和歌山県屋外広告物条例第3条の規定に基づく知事の指定する区域及び区間【和歌山県告示(平成23年7月19日改正 告示第801号)抜粋】

2 条例第3条第2号に規定する指定区域

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により定められた高野町景観計画に定める準景観地区の区域

3 条例第3条第5号に規定する指定区域

| | |
|-------------|-----------|
| 伊都郡高野町大字高野山 | 金剛峯寺の境内地 |
| 伊都郡高野町大字高野山 | 金剛三昧院の境内地 |
| 伊都郡高野町大字高野山 | 普賢院の境内地 |
| 伊都郡高野町大字高野山 | 蓮花院の境内地 |
| 伊都郡高野町大字高野山 | 清浄心院の境内地 |

4 条例第3条第6号に規定する指定区域

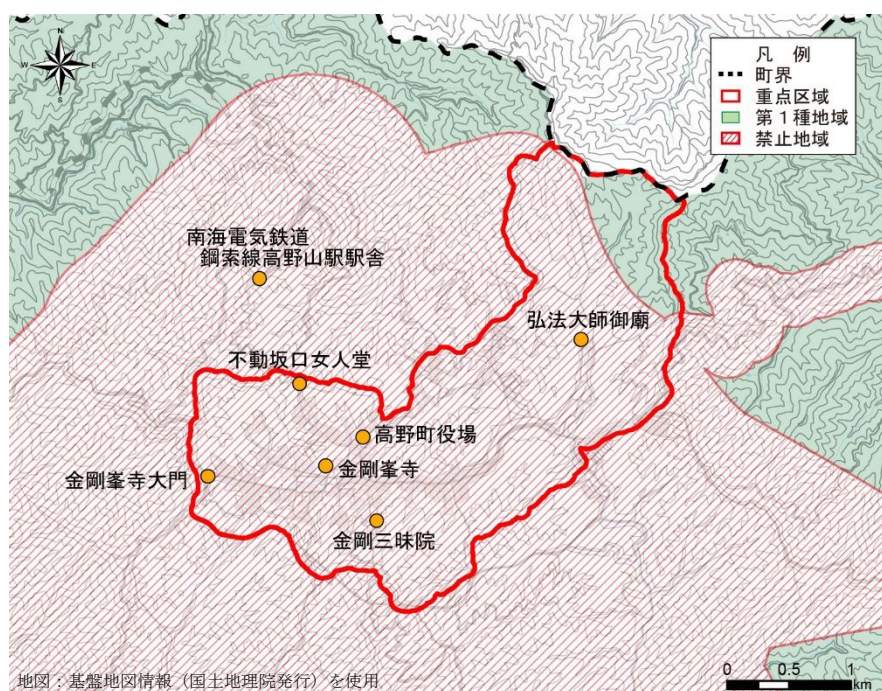
| | |
|-----------------|----------|
| 伊都郡高野町大字高野山 456 | 不動院の敷地 |
| 伊都郡高野町大字高野山 365 | 常喜院の境内地 |
| 伊都郡高野町大字高野山 249 | 西南院の境内地 |
| 伊都郡高野町大字高野山 575 | 遍照光院の境内地 |
| 伊都郡高野町大字高野山 132 | 金剛峯寺の境内地 |

5 条例第3条第11号に規定する指定区間及び同条第12号に規定する指定区域

| 路線名 | 条例第3条第11号の区間 | 条例第3条第12号の区域 |
|---------|--------------|--|
| 高野山ケーブル | 全区間 | ケーブルの路端から両側各1,000メートル以内の地域のうちケーブルから展望できる区域 |

9 条例第3条第18号に規定する指定区域

金剛峯寺及びその周囲の地域のうち高野町大字高野山の区域



資料：和歌山県屋外広告物規制図（伊都振興局管内）を一部加工

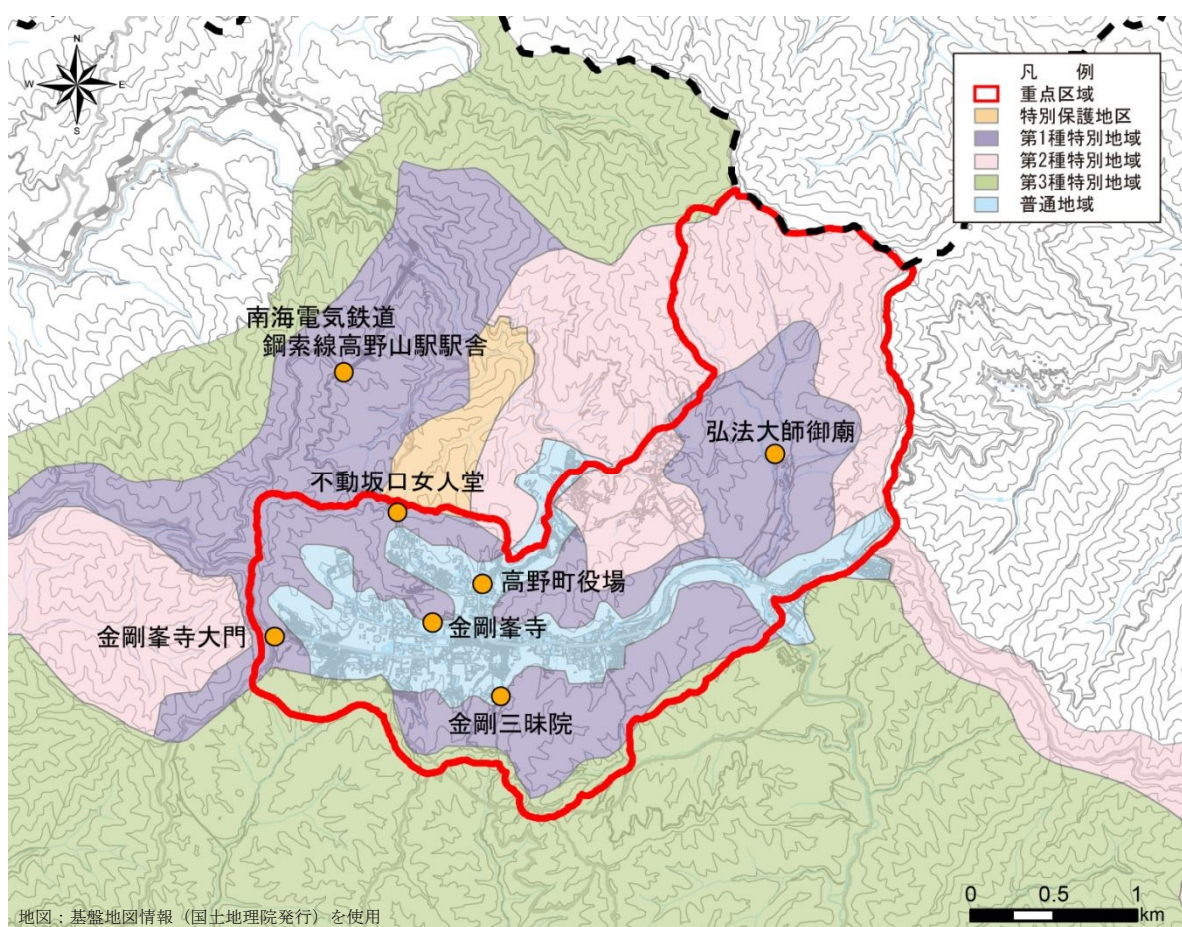
■屋外広告物規制図

(3) 高野龍神国定公園

和歌山県の高野山・龍神温泉を中心に、奈良県の一部にもまたがる南北約 30km、東西約 10km の広がりを持つ山岳区域（面積 191.98 km²）が、高野龍神国定公園に指定されている。

特に高野山周辺には杉を主とする自然林がよく保存されているほか、国有林には高野槇をはじめ、松・杉・檜・樅・栂の“高野六木”と呼ばれている樹木による原生林が残されている。

本計画の重点区域には、普通地域以外にも特別地域（第1種、第2種及び第3種）に指定された区域が含まれている。優れた自然の風景や豊かな生態系を守り、風致景観の保護及び利用を適正に行うため、一定の開発行為等について和歌山県の許可が必要となっている。



資料：高野龍神国定公園計画図（和歌山県）を一部加工
 ■高野龍神国定公園の範囲図（重点区域周辺）

表 地域区分と行為規制

| 地域区分 | 説明 | 行為規制 |
|---------|--|--|
| 第1種特別地域 | 特別保護地区に準じ風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域 | 許可制 特別保護地区に準じた扱い。 |
| 第2種特別地域 | 特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域 | 許可制 林業は30%の択抜を認めている。通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施設は原則として許可。 |
| 第3種特別地域 | 通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域 | 許可制 林業は皆伐を認めている。工作物の設置については第2種特別地域とほぼ同様。 |
| 普通地域 | 景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域（海面を含む） | 事前届出制 大規模な工作物等風景を害するものについては、保全のための行政措置を講ずる。 |

表 許可申請・届出を要する各種行為一覧（●：許可 ▲：届出）

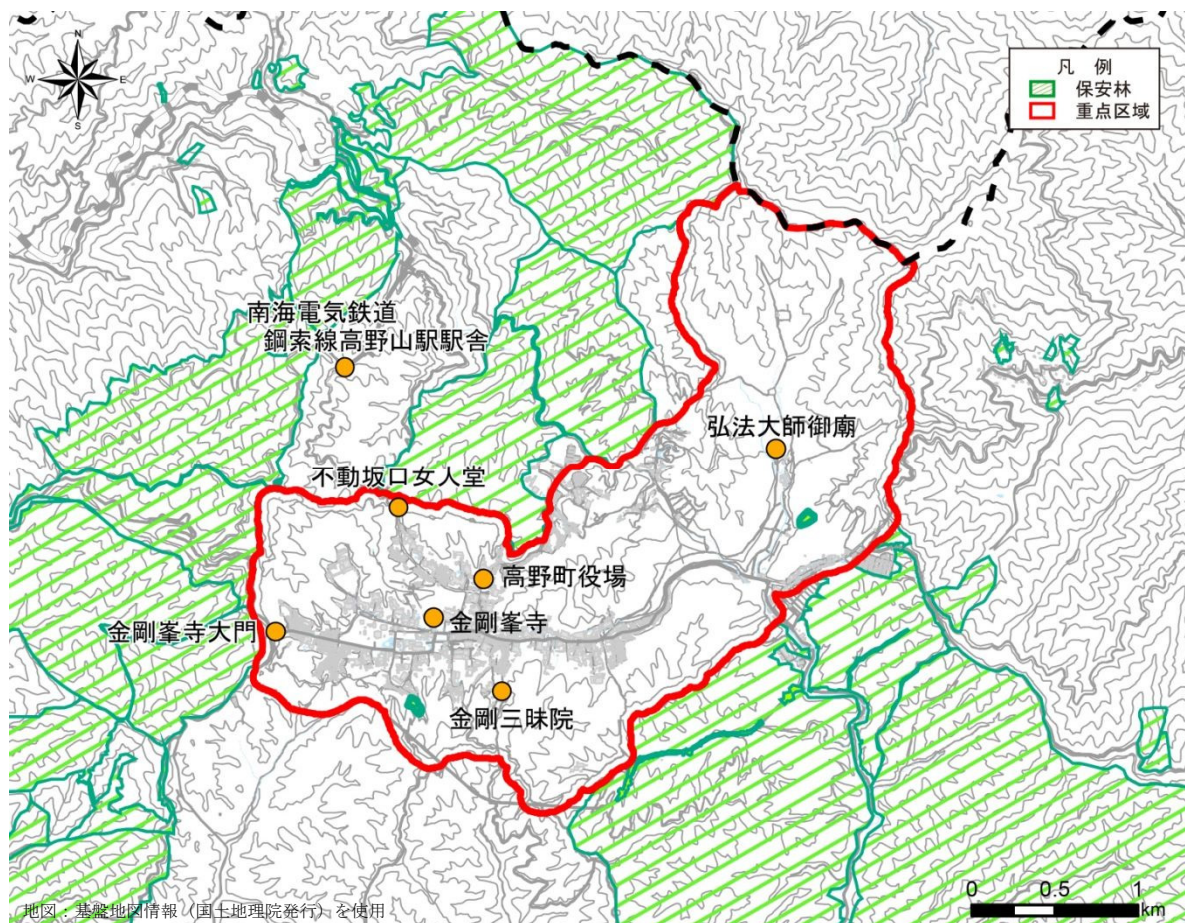
| 行為の種類 | 国立・国定公園 | |
|------------------------|---------------|-----------|
| | 特別地域 | 普通地域 |
| 工作物の新築、改築、増築 | ● | ▲（大規模な） |
| 木竹の伐採 | ● | |
| 指定区域での木竹の損傷 | ● | |
| 鉱物や土石の採取 | ● | ▲ |
| 河川、湖沼の水位・水量の増減 | ● | ▲（特別地域内の） |
| 指定湖沼への汚水の排出等 | ● | |
| 広告物の設置・表示 | ● | ▲ |
| 屋外での指定物の集積・貯蔵 | ● | |
| 水面の埋立等 | ● | ▲ |
| 土地の形状変更 | ● | ▲ |
| 指定植物の採取等 | ● | |
| 指定地域での指定植物の植栽・播種 | ● | |
| 指定動物の捕獲等 | ● | |
| 指定区域での指定動物の放出 | ● | |
| 屋根、壁面等の色彩の変更 | ● | |
| 指定する区域への立入 | ● | |
| 指定区域での車馬等の乗り入れ | ● | |
| 政令で定める行為 | ● | |
| 地域指定拡張の際の既着手行為（事後3月以内） | ▲ 法第20条第6項 | |
| 非常災害のための応急措置（事後14日以内） | ▲ 法第20条第7項 | |
| 木竹の植栽、家畜の放牧（許可行為は除く） | ▲ 法第20条第8項 | |

(4) 森林法

保安林は、森林法に基づき、水源のかん養や土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全、形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事により指定されており、保安林における立木の伐採や土地の形質の変更等の行為は、許可制により制限されている。

重点区域内の一部と、その縁辺部に保安林が分布している。これらと重点区域内の森林が一体となって、歴史的風致を構成する環境の保全を担っており、今後も保安林の機能を発揮させながら、適切な間伐等の維持管理の推進により、森林環境の保全に努める。

また、重点区域内の森林は、高野町森林整備計画においても、保健・文化機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林として、択伐による複層林（枝葉の茂る層が複数ある森林）施策を推進する区域に設定されており、歴史的建造物と一体となった森林景観の保全を図っている。



資料 和歌山県地理情報システム 保安林マップを一部加工
■保安林区域図